

令和3年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和3年12月8日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 9人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	_____
福 祉 課 長	_____	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	_____	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 44 号 松田町選挙公報の発行に関する条例

追加日程第 1 議会運営委員会報告

- 追加日程第 2 議案第 52 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度～令和 4 年度松田小学校
建設工事（校舎解体・グラウンド整備））
- 日程第 2 議案第 45 号 松田町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条
例
- 日程第 3 議案第 46 号 松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 47 号 松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 48 号 松田町立の小、中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議
員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席と
し、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒
などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しま
すが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。町長
の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点
を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。また、町長から委任さ
れた課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休
憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自
治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を
開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1 「議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例」について、町長
の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 2 日目、よろしく願いいたします。
議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。本町の町議会議員及び町長の選挙に際して、有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会を拡充し、町政への関心度並びに投票率の向上を図るため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例について説明させていただきます。

それでは、議案を1枚おめくりください。この松田町選挙公報の発行に関する条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めたものでございます。公職選挙法第172条の2は、任意選挙公報の発行に関する規定ですが、この規定に基づき、松田町の議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、選挙公報の発行について定めたものでありますが、松田町選挙管理委員会は町議会議員及び町長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないとするものでございます。

第3条でございます。第3条では、掲載文の申請について定めたものでございますが、第1項は候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、掲載文を添えて、選挙の告示日に選挙管理委員会に文書で申請しなければならないとするものでございます。

第2項は、候補者は公職の候補者としての責任を自覚し、掲載文には他人の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害することなど、選挙候補の品位を損なう事項を記載してはならないとするものでございます。

第4条では、選挙公報の発行手続について定めたものであります。第1項は、候補者から申請があったときは、掲載文を原文のまま掲載しなければならないとするもので、第2項は、1つの用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴等を掲

載する場合の掲載順序を定めたもので、選挙管理委員会がくじにより定めるものとするものでございます。

第3項は、くじを行う際に候補者またはその代理人は、そのくじに立ち会うことができる規定でございます。

続きまして、第5条でございます。第5条は、恐れ入りますが、次ページにもまたがりますので、よろしくお願いたします。第5条は、選挙公報の配布について定めたものでございます。第1項は、選挙公報は当該選挙に用いるべき選挙人名簿の登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するもので、第2項では、各世帯に選挙公報を配布することが困難と見られる特別な事情があるときは、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、第1項の配布に代えることができるものとするものでございます。この場合において、選挙管理委員会は松田町役場その他適当な場所に選挙公報を備えおく等、選挙公報の配布を補完する措置を講じ、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるように努めなければならないとするものでございます。

第6条では、選挙公報の発行を中止する場合について定めたものでございます。公職選挙法第100条第4項の規定により、無投票当選となり投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災その他避けることのできない事故その他特別な事情があるときは、選挙公報の発行を中止するものでございます。

第7条では、この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は委員会が定めるという委任規定を設けるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

なお、参考資料1は松田町選挙公報の発行に関する規則と、参考資料2は松田町選挙公報の発行に関する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
ございませんか。

5 番 田 代 一、二点教えてください。8年ほど前だと私、記憶しております。当時、議
会事務局長のときに、4町村がこの選挙公報が未発行だと。松田町議会、どう
なんだということで、当時総務課から話がありました。諸般の事情から、今回
は見送ろうと、そのような記憶があります。

そこでまずお尋ねしたいのが、1点目が、今現在県内で発行してない市町村
は幾つかと。それが1点目です。

2点目です。第5条、選挙公報の配布です。ここで、選挙の期日の前日まで
に配布するものとする。3条では、告示ですね、告示の日にこの選挙公報を
候補者から受け付けますよね。それを印刷して、前日までに配布という、配
布方法、新聞折込みなのか、自治会なのか。その辺で、新聞折込みだと届かな
い世帯もある。自治会の場合は、比較的遅いんですね。その辺の中で、どう
いうふうな、この条例が通ったときにね、どういうふうな執行を考えられて
いるか。その2点についてお知らせください。お願いします。

総 務 課 長 ただいま田代議員の質問にお答えさせていただきます。まず初めに、県内で
選挙公報をやってない市町村は本町のみで、あとは全部やっております。

それから2点目でございます。配布方法につきましては、自治会のほうに配
布をお願いする予定でございます。実際、今現在、この間の衆議院選挙とか、
今までの県知事、県議とかの選挙においても、全て自治会長に配布していただ
いておりますので、今回もそのような形で考えております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

5 番 田 代 はい、終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 今、条例のですね、各条項についての説明をいただいたんですけども、こ
れを見ますと、これは例えば国とか県とかと同じような、紙媒体のみですね、
条例の規定になっているというふうに理解しますが、やはり前者もですね、例
えば新聞をとっていない方とかですね、自治会に入っていない方等もいられる。

今の時代ですね、やはりデジタル媒体等は当然これから条例としてですね、審議し、議決を受けるということであれば、そういった対応が当然考えられてしかるべきではないのかなというふうに思いますが、そういったものについての規定というのは、どこを見ればですね、それができるとか、できないとかというふうになっているのかをお伺いをしたいと思います。

総務課長 まず、選挙公報につきましては、基本的に紙で発行させていただくんですが、もちろんインターネット、町のホームページにも同様のものを掲載する予定でございます。また、そのデジタルの関係につきましては、手前ども上位法である公職選挙法のほうで、そちらの記載ができる旨の規定がございますので、そちらのほうで対応させていただく予定でございます。以上です。

6番井上 そういった町のホームページ等に掲載するというところで、その規定は公職選挙法で規定されているという説明ですが、じゃあそれはどういうふうに、どこにあるのかを教えてくださいたいと思いますし、公職選挙法を見ろということでしたらね、しばし時間を頂きたいというふうに思います。

その場合ですね、大きさとかですね、例えばこの規則の、参考資料2の前のページの議会議員の場合と考えますと、選挙公報で1から9まで枠があります。それをですね、例えばホームページで、これと同じ形式で記載をするのであれば、大変見づらいというふうに考えます。そういったものを当然配慮をしないですね、公職選挙法にそこまで細かく書いてあるのかどうか分かりませんが、その点についてはいかがかと。公職選挙法のどこに示されているかというのを明示していただきたいのが1点と、ホームページに掲載の場合のですね、この第4号様式について、ホームページの場合にはまた違った形になるのではないかと想定しますが、この形のままなのか。その2点をお願いいたします。

総務課長 すみません。公職選挙法では、選挙公報がホームページに載せていいという、そういう具体的な形では書いてないような状況でございます。そのじゃあ条文は何条よという話になっちゃいますと、ちょっとごめんなさい、今すぐ回答できないんですが。

それとですね、あとその選挙公報が…。

6 番 井 上 総務課長が説明したんじゃないの。前回の答弁でね、公職選挙法に載ってま
すと。それはどこですかと。それが書いてないというのは、おかしいんじやな
いの。

総 務 課 長 あ、すみません。書いてないって…ホームページに載せなさいという形まで
の記載はないです。デジタルで配信することができるということなんですが、
ホームページに記載するとか、そういうことは、そこまでは書いてないです。

それともう2点目なんですが、選挙公報のこちらのほうの大きさとか云々
というのは、基本的には選挙公報、このまま通常のこのサイズでPDFみたいな
形で掲載するような形で考えております。以上です。

6 番 井 上 今これからですね、選挙公報を発行する。直近の選挙としては2年先の議会
議員選挙であると。当然そこでは、そういうホームページに掲載をするという、
デジタル…私はホームページとは言ってないですね。総務課長のほうが町のホ
ームページに掲載をしますということであれば、そういうふうなね、ことをこ
の条例の中に盛り込むべきではないかというふうに私は言ってるわけですよ。
それはもう上位法で決まっていますからという説明があったんですけども、
それは、じゃあその箇所はどこかといったら、そういうふうにはうたってない
と。その説明自体がおかしいですし、私はこの条例または規則の中に、そうい
った内容を網羅すべきだと思いますし、もし、例えばですね、この規則の第4
条の長の選挙の場合、議会議員の選挙の場合の、これをPDFにしてね、画面
のサイズがそれぞれの持っているパソコン等で違うとは思いますが、それで見
ろというのはちょっと見えるのかな、よく分からないんですけども。例
えばその場合には変えてですね、ホームページに掲載の場合にはこういう様式
だというふうにするべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

総 務 課 長 基本的にですね、まず初めに、あくまでも今、選管の事務局のほうで考えて
いるのは、あくまでも紙媒体が基本で、それでその補完ということでホームペ
ージにも併せて掲載するものという形で考えておりますので、基本的に選挙公
報を同じホームページ用と配布用と別にするのではなく、あくまでも同じやつ
を掲載するというので、今現在は考えております。以上です。

6 番 井 上 ちよつとこの本会議の場ではですね、それ以上ちよつと細かい話になりますので、私の質問は以上とします。あとはですね、これ、特別委員会のほうでしつかりやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よつて、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願ひします。決定しましたら、議長まで報告願ひします。

暫時休憩します。 (9時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (9時28分)

休憩中に選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会を設置することに決定しました。そのように取り扱つて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よつて、議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例は、選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会を設置し、付託することとなりました。

次に、委員が決定しました。委員は、議長を除く議員11名です。委員長には田代実君、副委員長には唐澤一代君が決定しました。審査をよろしくお願ひいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

休憩中に町長より議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））の提出がありました。ただいまより議案第52号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。事務局は議案第52号を配付してください。

（議案配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

議 長 ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第再開といたします。暫時休憩します。

（9時30分）

議 長 休憩を解いて再開いたします。 （9時44分）

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することを決定しました。お手元の議事日程の日程第2の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員長 それでは、臨時の議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告を申し上げます。

12月8日、午前9時33分より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期に変更はございません。議案第52号工事請負契約の締結についての取扱いについて、委員会付託といたします。付託先は、総務文教常任委員会となり

ます。

以上、御報告申し上げます。不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおられますので、御説明をお願いいたします。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

議案第52号工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第52号工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題に入ることに決定しました。お手元の議事日程の追加日程第1の次に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議案第52号工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))。

令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備)の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備)。

2、契約の方法。随意契約。

3、請負代金額。一金5億4,973万6,000円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜STビル7階、松田町立小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体、代表者 前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴典徳。

令和3年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、御説明させていただきます。1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。

工事請負契約書でございます。1、工事名。令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）。

2、工事場所でございます。松田町立松田小学校（神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204番）。

3、工期でございますが、始まりは空欄となっております。これは、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内となります。終期につきましては令和5年2月28日でございます。

4、請負代金額、5億4,973万6,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が4,997万6,000円。

5、前払い金、する。

6、部分払い、する。（1回以内）。

7、契約保証金、5,497万3,600円。

8、契約の支払い場所、松田町指定金融機関松田町役場派出所でございます。

上記の工事については、発注者と請負者はおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和3年12月6日。発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。受注者でございます。住所、神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜S Tビル7階。氏名、松田町立松田小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建築工事共同企業体。代表者としまして、住所が神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号、横浜S Tビル7階。氏名が前田建設工業株式会社横浜営業所 営業所長 山本貴與徳。それと、構成員といたしまして、住所、東京都千代田区三番町24-28、千代田ハヤシビル4階。氏名、株式会社計画・環境建築 代表取締役 吉田眞。次に、住所、東京都大田区蒲田5-38-3、蒲田朝日ビルディング。氏名が株式会社類設計室 代表取締役 阿部紘。次に、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号。氏名が株式会社関野建設 代表取締役 関野義一でございます。

次ページの参考資料2でございます。見積経過調書でございます。1、件名が令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）。2、場所、松田町役場3階応接室。3、見積日時、令和3年12月3日（金）午前8時30分。

予定価格が5億5,225万5,000円、見積書比較価格が5億205万円でございます。

契約金額、契約価格でございますが、5億4,973万6,000円。

見積参加者でございますが、松田町立松田小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建築工事共同企業体でございます。

見積額は4億9,976万円でございます。

次の、次ページをおめくりください。参考資料3のA3の用紙でございます。

校舎解体資料でございます。解体の取り壊し面積がですね、8,246平米でございます。

恐れ入ります、さらにもう1枚おめくりください。参考資料4でございます。グラウンド整備資料でございます。右側がグラウンドの整備でございますが、整備面積、グラウンド整備面積が4,759.66平米でございます。トラック150メートル、直線が70メートルとなります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
4 番 平 野 スケジュール的なところをちょっと確認させてください。春、3月の全協のときに令和3年度の予定としては8月に仮契約、9月に上程というような予定を最初お聞きしたかなと思うんですが、ちょっと遅れたということで、その辺の理由。それからあと、全体のスケジュールには変更がないのかというところをちょっと教えてください。

教 育 課 長 まず、全体のスケジュールは変更ございません。この執行につきましては、設計をさらに見直すというか、詳細にやっていたので遅れた経過がございました。以上です。（「よく聞こえないんですけど。」の声あり）
全体のスケジュールは変更がございません。この個別のものにつきましては、設計の見直し等がございましたので、詳細に見直したことがございましたので少し遅れたものがございました。以上です。

議 長 ほかにございますか。
この辺で質疑を打ち切りたいと…（私語あり）産業厚生の方ありませんか。よろしいですか。

5 番 田 代 1点質問させていただきます。議案第52号の中の契約の方法、2番ですね、随意契約となっております。私は、プロポーザルで一連の工事をやられたのは理解、審査をした中で最優秀の業者が随意契約ということでは了承しております。ただ、この工事については、私個人の見解で申し上げますと、指名競争入札または一般競争入札に付して、少しでも競い合っていていただいて工事価格を下げるという手法が私は適正であるというふうに感じております。

一方で、参考資料1ですね…あ、参考資料2だ。参考資料2をお願いいたします。予定価格、見積書比較価格、それで下に見積額と。見積書比較価格に対して見積価格ですよ。で、税をのつけたのがこの契約金額ということでいきますと、見積書比較価格、これについては設計額に近い額だと思います。というふうに私は認識しております。もし違っていたら、総務課長、御指摘ください。見積書比較価格に対して、5億205万ですか、に対して4億9,976万ですよ。その差額が229万なんですよ。非常に設計額に近い額で入札されて契約していると。

そこで伺いたいと思います。随意契約、これについては地方自治法、たしか施行規則だと思うんですけど、著しく時価に比べて安くできるとか、いろんな条件があると思います。そのような中で、どこに該当して、施行規則の…施行令、すみません。自治法施行令のどの条項に該当して随意契約とされたのか。逆に、なぜ一般競争入札、指名競争入札でも結構です。に…を行わなかった。この2点について回答をお願いいたします。

教 育 課 長 地方自治法の条文で言いますと、第6号…。

総 務 課 長 すみません。まず、随意契約の関係でございます。地方自治法施行令167の2の第6号及び第7号に該当するというので、対応させていただいております。（「条文でお願いします。内容、6号と7号で。」の声あり）第6号につきましては、競争入札に付すことが不利なとき。第7号が、時価に比べて安価な価格で入札することができること、こういう形になっています。以上でございます。

5 番 田 代 167条の2項6号ですか、競争入札にすることが不利というふうな表現でしたよね。なぜ不利なんですかね。それがまず1点。7号は、時価に対して著しく安く。それは私、答えになってないと思います。初めに冒頭質問したとおり、見積書比較価格に対して、見積額、要するに実際の札を入れた額、それが229万しか差がないと私、申しあげましたよね。それはどういうふうに説明されるのか。もう一度6号と7号、こういうケースだからこうなんだと、もっと詳しくお話してください。今回付託になって、これから審査する面で、一番大事な肝

の部分ですので、丁寧に。まして産業厚生の方は委員会に加わりませんから、本会議の場で丁寧に説明をお願いいたします。

総務課長　　まず初めに、こちらの地方自治法施行令167の段階の随意契約の中で、まさにこの公募型プロポーザルでやられて、最優秀提案者でこの業者さんが決定しているところでございます。こちらの最優秀業者さんの中には、まず前段の話からですね、申しますと、まずこの募集要綱の中に、最優秀提案者さんには随意契約をするものであるということがまず書かれております。それからですね、それと、その後に、協定書を結んでいられるんですが、その協定書におきましても、契約の締結の内容において建設工事であったりとか解体工事の契約を締結するものという形で、協定の締結の中でそれぞれうたっております。その関係につきましては、すぐに担当課の教育課の課長さんのほうが、教育課長が何回か、議会全員協議会のほうにも御説明をされているとは思いますが、こちらのほうにつきましても、要は解体工事が終わりましたも、基本的に協定書及び募集要綱の中に随意契約にするものであるという形で明記をされているものでございますので、基本的にもう競争入札には適さないということで、随意契約とさせていただきます。

5 番 田 代　　今の質問に対してなんですけれども、募集要綱とか協定書に書き込んでいるからいいんだという御説明だと思います。皆さん御存じのように、これが解体工事の場所ですよ。校舎は後ろですよ。要は、プロポーザルで建設した校舎は北側ですよ。プロポーザルで今回建設しているのは分かるんですよ。それで、今回は壊す。校舎を壊すわけでしょう。アスベストに精通した業者で、そういう解体の条件を満たす業者で、競争させるのが私は原則だと。よろしいですか、プロポーザルで決定したのは、今の新しい校舎なんです。それはそれで構わない。でなくて、南側の今の使っている古い校舎、これについてはまるっきり別ものだと私は考えます。募集要綱に出ている、協定書に出ているから、もう説明してるから、これで正しいんだと言われますけれども、これは私は競争入札に付すべきだと思います。最後にお答えいただいて、それから詳細にね、総務委員会でやりますので、その辺をもう少しお話しいただければありが

たいし、もしそうであれば、ここにこの公募なり協定書の写しでこれがこうなんだよというのをつけてほしかった。参考資料の3の後、4の後、5ですか。特別委員会でそれも求めますけれども…総務常任委員会で求めますけれどもね、そういったことで、簡潔に回答をお願いいたします。

総務課長 今、田代議員から御質問がございまして、協定書の今、契約の中身…ごめんなさい。事業契約の締結ということであつてるところを、ちょっとすみません、読み上げさせていただきます。

松田町立小学校建設事業に係る基本協定書というのがございまして、その中でですね、第4項でございます。第3条第4項、甲及び乙というのがございまして、甲が松田町、乙が共同事業体でございます。甲及び乙は、令和4年5月下旬までをめどとして、解体・外構工事契約を締結する。という形の記載文になっております。

5番田代 その件は分かりました。6号についてはそこに記載したからやったんだと。次に、7号に対して、時価と比較して安価にできると。これは安価ではないと思います。7号については回答いただいてないので、もう一度回答をお願いいたします。

総務課長 一応今回ですね、国交省の積算基準でやりますとですね、一括発注した場合、分離発注…（「国交省の何。」の声あり）積算基準。積算基準から一括発注と分離発注工事において共通費を計算すると、約1,400万ほど安価になるという形での計算になります。

5番田代 概要については分かりました。総務に付託になっておりますので、私も委員ですので、詳細についてはまた資料を求めますので、そのときに総務委員会でいろいろ議論させていただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

議長 ほかにございますか。

10番齋藤 前者の関連ですけど、グラウンドを造るのに、基本的にはこの随契でプロポーザル方式を使っていたわけですよ。ということは、校舎にマッチングしたグラウンドデザインみたいなのはあると思うんですけど、その辺はありますか。

教育課長 まず、大前提としまして、募集要領の中に契約方法として、本町は選定され

た事業者と随意契約により…（私語あり）設計施工、グラウンドデザイン。グラウンドデザインまで公募型で、グラウンドデザインまで含んだプロポーザル、提案によりまして最優秀業者を選定したものでございます。校舎と一体となったグラウンドデザインで提案をされたものでございました。

10番 齋藤 藤 だから、そのグラウンドデザインがあるのかどうかということです。デザインされたものが。何か校舎のときに、何かモデル、模型みたいなのがありましたよね。そんなのを含めた形でのデザインがあるんですかということです。

探しているようでしたら、次の委員会にそのデザイン画でも提出していただければと思うんですけど。

議 長 分かりましたか。答えられます。

教 育 課 長 提案の中では、グラウンドも含めたものでございましたので、そういったものはございます。グラウンドデザイン化したものはございます。（私語あり）

議 長 ほかにございますか。

6番 井上 何点かですね、お伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、この議案第52号の最初のページの中で、契約方法、2ですね、契約の目的で、2番で契約の方法、随意契約というふうにあります。これはですね、町長が定めたんでしょうか。

総 務 課 長 今その随意契約というお話の中で、まず、先ほども田代議員の御質問等もございましたが、まず初めに、この前段の入り口としまして、まずこの事業が公募型プロポーザル方式ということ…（「誰が定めたかということです。」の声あり）誰が定めた。（「決定をしたの。これを随契できますと。」の声あり）

町 長 何でもそうですけど、最終決定者は私なので、私になると思います。以上です。

6番 井上 通常ですね、こういった契約については、指名選考委員会なりが決定をしていくと思うんですが、（「あくまでも最終的に決めたのは。」の声あり）いやいや、その…例えばですね、最初の建築関係はプロポーザル選考委員会というところで1者に決定をしたというふうな経緯がありますよね。その辺はどちらの選出母体といいますか、協議会といいますか、選考委員会といいますか、そ

れは指名選考委員会ということよろしいですか。

総務課長 随意契約につきまして…随意契約の決定につきましては、選考委員会のほうでやらせていただいております。すみません、選定はうちのほうでやらせていただいております。

6番井上 それでですね、先ほど総務課長のほうで前者の質疑にお答えいただいておりますが、地方自治法施行令の中の6号、7号に該当と。それはその指名選考委員会の中でそういうふうに決定をしたということで理解してよろしいですか。

総務課長 はい、そのとおりです。

6番井上 そうしますとですね、やはりこの町の、町民の税金で行う工事で、金額も消費税を含めると5億5,000万弱というふうな金額のものであるから、十分慎重にならざるべきだと思います。その中で、予定価格等がありますが、この予定価格の決定というのは、通常の道路等の工事ですとね、担当課の所管の中でそういった設計ができると思います…できない。それも委託等でですね、やる場合もあったというふうに私は理解していますが、この予定価格の設定については、積算については、当然そういう設計書があったと。その中で予定価格5億5,225万5,000円という数字が出たというふうに理解していますが、そういった設計書はございますか。

総務課長 設計書は、はい、ございます。

6番井上 ありましたらですね、明日、委員会付託の中で、総務文教でやりますので、そこに提出のほうをしていただけるよう準備のほうをお願いをしたいと思います。

もう1点ですね、先ほど前者のほうで、随契で施行令の6号、7号該当だということがありましたが、それに対して総務課長のほうではね、プロポーザルの協定書の中に随意契約で行うということがありました。ただ、一番大きい、そこがそれで本当にいいのかなという、もう一つのですね、要因といたしましては、プロポーザルの選考委員会で選考された時点と、今回の金額の中には、アスベストの金額が含まれていなかったというふうに私は理解しています。教育課長のほうにお伺いをしますと、今回のこの予定価格の中でもいいんですけ

れども、予定価格に対してで結構ですから、アスベストですね、それまでのプロポーザルで選考されたときの金額と今回の予定価格との差異、つまりアスベストの処理が必要となったことによる増加額というのは幾らなのかをお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 （私語あり） 前回お認めいただいたのが28億8,000万円で…（私語あり）解体ですか。約2億円でございます。それはですね…2億500万でございます。それらにつきましては、令和2年9月25日に…（「ゆっくり言ってください。」の声あり）令和2年9月25日に議会全員協議会で基本協定書の変更協定書というところで細かく説明をいたした経過がございました。（私語あり）

議 長 出ますか。

教 育 課 長 その後、アスベストを含んだ校舎解体・グラウンド整備工事の設計額が5億2,000…アスベストの部分だけ。

議 長 時間食いますか、探すに。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。それにつきましてはですね、また委員会のほうで、その変更協定書なり、アスベストの2億500万がですね、分かる資料なりを提出の準備をお願いをしたいと思います。

そこでですね、最初の随契のほうに戻りますが、2億500万が最初のプロポーザルの選考からですね、ぽんと増えているわけですよ。そういったものを含めてですね、やはり町民の考え方としては、当然ですね、その分を含めてですね、随契でやるというのは、ちょっといささか無理があるのではないかと。本当に町民のために有効な税金の使い方としてはですね、そういった変動した要因がある。当初のプロポーザル選考から増えているということであれば、考え方としてね、随契ではなく、一般競争入札にすべきだというふうに思いますが、再度そのお考えをお願いをいたします。

総 務 課 長 それでは井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。再三私のほうでお話をさせていただいておることですが、まず、公募型プロポーザル方式という今までの話の中で、募集要綱においても随意契約。その協定におきましても、解体工事を含むところの記載がございます。今、担当教育課長のほうから

もお話でしたが、令和2年の9月の全員協議会のほうでも御報告をさせていただいて、御説明をさせていただいている形でございます。こちらのほうについても、それらを勘案しまして、随意契約、当初どおり随意契約でいくという形で選考委員会として判断いたしましたところでございます。以上です。

6 番 井 上 じゃあ、最後にしますけれども。だからそこがですね、その変更協定書を出されたのは別に議会が承認しなくてもいいわけですよ。変更協定書についてはですね。やはりここで、ここでですね、この議案第52号が出てきた時点で、じゃあ実際にどうなのかというところをですね、これから審議をしていくんだという前提で、じゃあそこで議員が皆さんの考え方の中で、じゃあそれが適正なのか、やはり本来のですね、指名競争入札、一般競争入札に適すべきものが適正なのか、そういったところをですね、今回の本会議なり委員会の中で審議をしていくというふうに考えるわけですね。それが出たから、もうじゃあ議会側、例えば全協で示されたのでね、その協定書が出たので、じゃあそれがその協定書に議会の判断に従わなければいけないのかというと、私はそうじゃないと思います。やはり、今回の52号で出されたものが適正であり、適正な形の中で金額がですね、過度な金額でないかどうか。落札金額、契約金額が適正な価格なのか、そうでないのかという判断をする場だというふうに考えていますので、また今後のですね、明日の委員会の中でですね、ちょっとそういった資料対応をしていただいて、私の質問は以上とします。

議 長 ほかにございますか。（町長より発言を求める声あり）

6 番 井 上 いや、それはないですよ。ほかの方の質問に対する答弁であれば…。（「今の話に対しての話、いいですか。」の声あり）

町 長 委員会に皆さんいらっしゃらないということなので、ちょっとやっぱり執行者としてね、話をしておかなきゃいけないことが多分あると思うんです。我々は常に予算をお認めいただいて、その予算の中で収まれば何でもいいなんて思っってはやってません。先ほどおっしゃるとおりに、町民の方々の大切な血税を使わせてもらっているわけですから、その中での適切な対応していかなくちゃいけない。そういった格好の中で、ここに行き着くまで、当初の予算を認めても

らったときも、それなりに説明をして、重ねてきて、分かったと。じゃあ、その予算を超えるんじゃないぞということは常にお話を頂いていることですから、そのような中、先ほどちょっと話がちょっと途中であれしましたけども、いろんな工法を見直したりだとかですね、この事業を成功させて、なおかつお金が、費用がかからないようなことというのを、いろいろ積み重ね積み重ねてきたところ、ちょっと若干このような格好で、少し遅れた提案になったというのは、もうおわびをしなきゃいけないですけども、何とか皆さん方の御協力頂ければ、町民の方々の負担を減らすようなやり方で今までできております。

また、2億幾つという部分が追加になった分に関しては、本当にまた担当課の努力によって、解体工事全体で、全体ですね、アスベストだけという形になると補助金が3分の1とかになっちゃいますけれども、解体工事全体に含まれる形になって2分の1の補助金が頂けるような形の中から、全体でトータルの予算と。このような格好で補助金もらったので、松田町はこれだけの負担に減りますよ、皆さんいかがですかということの積み重ねをしてきたのは、多分記憶に皆さん方もあろうかと思えます。の中の今回最終の様々な事業のやつをまとめてきたところの中で、執行者として準備をしてきたところを今回お出しして、こういった事業者さんでお願いしたいということもあります。

今回、随意契約になったところの中で、私のちょっとニュアンス的なところですけども、先ほどいう補助金の関係もあって、一体化するために一つの事業者さんに頼まなきゃいけない。先ほど井上議員がおっしゃるとおりに、プロポーザルのときには解体工事まで確かに入ってました。この分が入ってないから、この分はおかしいじゃないかっていうお話で、そういった議論があるのも当然承知しています。しかし、一体で発注することに対するスケールメリットの話は今度させてもらうにしても、やはりアスベストの外壁の分がですね、きちとした形でけやはり何かな、別の業者さんでやるよりも、一つの会社さんの一つの工程の中で、スケジュール管理をしていくことが一番適切じゃないかという判断の材料になったのも間違いのないと思います。要は、これが終わって、これが終わってっていうような、普通だったら各駅停車みたいに進めなきゃい

けないところが、できたところから解体を進められるとかいうようなことのスケールメリットもあって、先ほど質問がありましたように、けつは、スケジュールは大丈夫ですかと言われたところの心配もクリアできるというような発想もあろうかというふうに最終的に随意契約のことについて判断をしたところもございますので、細かい説明はさせていただくにしても、皆さん方、皆さん方に、全員いらっしゃるところですね、このような話す機会をちょっとつくっていただいていたので、すみません、発言させていただいたことを御承知ください。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第2「議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。これまで町の事務に適用してきた県の準則条例が平成29年4月1日付で廃止され、令和4年3月31日をもって経過措置も終了することから、令和4年4月以降の運用に向けて、町内の実情に合わせた町の準則条例を制定するため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第45号でございます。松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について御説明をさせていただきます。

この準則条例につきましては、工場立地の際、設置しなければならない緑地等の割合をですね、定めるこの法律の改正に伴いまして、町がこの基準を定めるために制定をするものでございます。新設条例となりますため、条ごとの説明を差し上げるところではございますが、その前にですね、法律やこの制定に至る経緯、定める基準の概要につきまして、あらかじめの御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、条文の後のほうですね、参考資料の1を御覧ください。こちらにつきましては、9月に開催をされました全員協議会にてお示しした資料と同じものとなっております。

まず、工場立地法とは、一定規模以上の工場、これを特定工場と呼びますが、が新設や増設された際、環境保全また経済発展、この両面に寄与するため、敷地面積に対する生産施設、緑地、環境施設の割合等の基準を定めている法律でございます。

2番目ですね。次に、この準則条例、なぜ制定するかについてとなります。法律が制定された当初におきましては、国が定めた基準、これが全国一律でございました。が、平成9年の法改正によりまして、地域の実情に応じて緑地、環境施設の割合を定めることとなり、まずは県の準則条例でこういった割合が定められてきてございます。さらに、平成29年、全ての町村が条例によりこうした割合を定める旨の法改正がございました。このことにより、県のほうの準則条例は廃止となっております。廃止となったんですが、令和4年3月31日まではですね、いわゆる経過措置が設けられて、県の準則条例に基づく事務を行っているところなんですけれども、来年の4月以降の運用に向けて、町準則条例を新たに制定するものでございます。

恐れ入ります。おめぐりいただきまして、参考資料の2を御覧ください。この準則条例で定めます割合であります。特定工場の敷地の面積に対する緑地の面積、また環境施設の割合でございます。囲みの上側にある2つの囲み、四

角の囲みですね、こちらに定義をしてありますように、まず緑地とは、字のとおりでございますが、樹木や芝生などが生育する区画や、例えば施設屋上の緑化施設となっております。

次に、環境施設という言葉です。こちらは、ただいま申し述べた緑地にさらに加えるもの、屋外運動場、広場、教養文化施設、池、雨水浸透施設、こういったものを緑地にプラスして、合わさったものが環境施設というふうになってございます。

この2つの割合については、町の都市計画における用途地域ごとに定めることとしております。

おめくりいただきまして、裏面の表を御覧いただきたいと思います。本町ではですね、住居系・商業系の用途地域がございます。見方としますと、表の左方の上から1段目ですね。こちらにおきまして、敷地面積が9,000平米を超えるような工場立地というのはですね、いわゆる住居系・商業系ではなかなか想定し得ないこともございます。また、そういうこともあって、従来から適用してきた県の基準である緑地を25%、環境施設を30%、それぞれ以上ですね、を維持することとしております。

一方でですね、表の2段目、準工業地域とございますが、いわゆる工業系の用途地域については、本町においては御案内かと存じますが、宮下の地区にですね、準工業地域のみがございます。これを県においては緑地が20%以上、環境施設は25%以上とされていたものを、この町準則条例におきましては緑地を15%以上、環境施設を20%以上とするものでございます。

準工業地域について、緑地また環境施設の面積割合を、従来の県基準より緩和する理由につきましては、本町は豊かな自然環境を十分に有していること、また特定工場における積極的な設備投資、また雇用の拡大、こういった地域の実情を踏まえ、設定をさせていただきました。

表の今、2段目までいきましたけど、3段目、4段目、こちらについては本町に存在しない用途地域でございます。つきましては、町準則条例で定めることはしないんですが、こういった用途地域ができた場合は、ルール上、自動的

に国基準となるものでございます。

表の最後、5段目に重複緑地算入率という言葉がございます。こちらについては、先ほど説明した緑地、環境施設ございましたけども、緑地以外の環境施設、ちょっと分かりにくいんですけどね。例えば太陽光発電施設や、この先ほど説明した環境施設にも当たらない駐車場、こういったものの施設においても、工夫により緑地が存在する場合、これを緑地の面積に重複して算入できる割合、これについての定めでございます。こちらについては県の基準と同様に、算入率を2分の1と、50%以内と定めてございます。

条例の制定に向けた手続といたしましては、9月全員協議会で御説明を申し上げた後、10月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは1名の方から御意見をお寄せいただいております。

ということで、ちょっと前置きが長くなって大変恐縮でございますが、議案の条例本文のほうにお戻りをいただければと思います。

それでは、条ごとに御説明を申し上げます。概要を申し上げます。第1条は趣旨でございます。この条例は、法の規定により公表された準則に代えて適用する準則、これを定めるものでございます。

第2条の定義につきましては、法で使用している用語をこの条例でも用いるということでございます。

第3条、こちらについては、本町の用途地域別の区域におけます緑地面積率、環境施設面積率を定めております。先ほど見ていただいた表が、もう少し合算したような感じになってはいますが、表の1段目、下のほうにある表の1段目にある用途地域、第一種中高層住居地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び市街化調整区域を甲区域として、先ほど説明したように緑地が100分の25以上、環境施設が100分の30以上となっております。続いて表の2段目、こちらが準工業地域、こちらを乙区域とします。におきましては、緑地が100分の15以上、環境施設が100分の20以上と定めております。

おめくりいただきまして、第2項におきましては、環境施設以外の施設等における緑地の面積を2分の1を上限として緑地に算入できる旨を定めてござい

ます。

第4条におきましては、第3条において甲区域、乙区域としましたが、さらにその他の区域も含めて、工場の敷地がまたがった場合に適用すべき割合の調整、これを定めたものでございます。

本則が終わりまして、最後、附則でございます。第1項におきましては施行期日を令和4年4月1日としております。

第2項におきましては、経過措置として、昭和49年6月28日以前に設置の特定工場の生産施設の面積を増加させるとき、これは国の準則で定められた数値を本準則条例の割合に係る数値、それぞれ読み替えることを規定してございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 2点ですね。条例がですね、出されましたが、規則を、これに係るですね、規則をつくられる予定はあるのか。

とですね、この適用についてですね、実際に…こういうふうな条例をつくってですね、これはどういうふうな形になるのか、努力義務なのか、強制的なものが、例えば建築確認等が新しい敷地に新しい工場を造る、新築とかですね、増築の際に適用されるという説明がありましたが、そういった場合に建築確認と併せることによって、ある程度の効果を持たせるというふうな手法もあるかというふうに思いますが、そういったもの、町のほうを考えてですね、相手方に対する要求というのがどんな形を考えているのか、その2点をお伺いいたします。

観 光 経 済 課 長 御質問2点頂きました。1点目の規則の制定につきましては、予定をしてございません。あくまで、この国の…国・県またいで、最終的に町でのこの準則ということで、その基準を、割合を示した条例でございますので、規則の予定はございません。

2点目に、あとはこういった割合をつくったはいいけども、どのような運用

が考えられるかという点につきましては、工場立地法に関しては、第6条ですね、届出という事務がございます。（私語あり）立地法の…あ、すみません。ちょっと今日、法律のほうはお示ししておりませんが、法律のほうではですね、やはり変更の届出、届出としての義務がございます。具体的なイメージの話を申しますと、今言ってる準工業地域におかれましては1社、非常に優良な企業が展開されております。その会社様がですね、2年前ですかね、施設内の工事社屋を増設したときがございました。そのときに、当然この法律に照らして届出が必要で、そのときにこの割合をしっかりと確認をさせていただいた経緯がございます。イメージとしては、そういう形で担保されるものと。その施設の増設、新設、こういったときには、まず町のほうにも届出があるということで御理解をいただければと思います。

6 番 井 上 規則は、こういった準則を定める条例ということで、ないということで理解をします。

あともう1点ですね、運用に対して町の届出があるということで、そういった部分というのが、やはり工場立地法の中で細かい規定があるのか。それとも、それは町のほうが要綱なりでですね、例えば届出についてはいつまでに届出をしなければいけない等々の規定は要綱等でですね、定めるのか。もしそれらの届出をしない場合の対応策についても同じでですね、工場立地法、法律のほうでそういう規定があるのか、町のほうが別途ですね、要綱等で定めていくのか、そこをお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 まず、法に基づく今までは、また県の準則を用いて運用してきたものでございます。ただ、法に基づく届出が必要という整理がある中では、従来と変わらないと、運用としては。そのように考えております。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号松田町工場立地法第

4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第3「議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉の増進に寄与し、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

現在、保育時間の延長を利用する場合、現行では回数1回でも月額1,500円を徴収しております。これは保護者の負担を今回軽減するため、1回500円、3回以上は月額1,500円と改正したいと思っております。また、年間を通じて延長保育を申請されている場合、保護者の就労状況により利用しない月があったり、または1、2回の利用の月があった場合でも、現行では返金できない状況となっております。そのため、利用しない分の全部または一部を還付できますよう、ただし書きを追加いたします。

それでは、次ページの参考資料の新旧対照表を御覧ください。現行の運営に要する費用の第7条第2項の下線の部分、月額1,500円、これを改正案では1回500円に変更し、ただし書きを追加いたします。また、改正案では第4項に新たにただし書きを追加いたします。

前ページの附則を御覧ください。施行期日は、第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の松田町学童保育に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用にかかる負担金について適用し、施行の日前の利用にかかる負担金については、なお従前の例による。としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6 番 井 上 一部改正ということですので、ちょっとここだけ2点ですね、確認をしたい
と思います。

今までは延長時間30分が1回あれば、もうその月は1,500円を加算をして納めていただくというふうなことから、1回500円で、延長時間30分につき1,500円ということで、3回以上…2回以上ですね。2回程度ですと旧来のほうが…2回じゃないか。4回以上ですか、になると得だというふうな、得といいますか、納めてもらう額としては1,500円になるということで。実態としてですね、どの程度、延長時間30分というものの件数があるのかというのが分かればですね、教えていただきたいと思います。

2点目としてですね、ただし書き…そうですね、第4項のただし書きのところですね、その還付することができる理由としてですね、特別な理由があると認めるときはというふうに書いてありますが、それはどういうふうな理由というのが具体的に示されるのか。その2点をお願いをしたいと思います。

子育て健康課長 今御質問のございました延長利用の実績でございます。令和2年度につきましては、1回だけ御利用された方が15人、2回御利用の方が6人、3回以上が2人、これは月の平均でございますが…（私語あり）2回が6人、3回が2人。それと、令和3年度の4月から10月につきましては、1回が15人、2回が3人、3回以上13人となっております。3回以上につきましては、今までの月額1,500円と同じままでございます。今まで1回でも2回でも、3回でも4回でも1,500円だったんですが、変更の場合、1回は500円、2回は1,000円、3回以上は1,500円のままで、そこは変更ございません。

それと、ただし書きのその他というところですが、今まで1回、2回御利用の方につきましては、そのまま1,500円頂いておりましたが、その方々に関し

て還付できるよう、1,500円払っていたけれども、1回しか使っていないから500円なので、1,000円を還付する、そういったことで使えるようにということと、あと、今年度、緊急事態宣言が出た折には、学童保育の…学童保育も学校がお休みだったことで学童保育ない時期もございました。そういったときに、先に頂いていた場合、お金をお返ししなければいけないんですが、継続の方が多いので、次の月額6,000円徴収するところでいろいろ操作はさせていただいたんですが、例えば翌月、退園されてしまったりしますと、お返しする方法がございませんので、そういった場合にも返金できるように、このただし書きを付け加えております。よろしいでしょうか。

6 番 井 上 実績のほうはですね、今、説明をしていただきました。じゃあ、還付できる理由としては、コロナ等の緊急事態で学校の授業がなくなったとかですね、減少したというところと、次の月から退園された場合のですね、そういった調整ができない場合等がその理由として考えられるということで理解をさせていただきました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大することにより、子育て世帯等の健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

現行では小児医療費の助成は中学校3年修了、15歳に達した日以後最初の3月31日までとなっておりますが、18歳に達した日以後の最初の3月31日までとし、子育て世帯の負担軽減や子供たちの健康増進を目的としております。

次ページの新旧対照表を御覧ください。現行の第2条の下線の部分を、改正案の第2条の下線の部分に変更となります。

前ページの附則のほうを御覧ください。施行期日、第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の松田町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療にかかる医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療にかかる医療の助成については、なお従前の例によるものといたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 こちらの變更、すごくいいと思います。そして、この書き方なんですけど、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までで、大抵の方はこれ、高校の終わりまでというふうなケースになると思うんですけど、中には病気のために留年しているとか、そういうケースもあるのかなという気がするんですけども、これまでは中学校3年修了という書き方だったのが、この年齢というふうに区切ったというのは、何か理由がありますか。

子育て健康課長　　今までの原案のほうでは、一応中学校卒業後または中等教育学校の前期課程の修了後、継続して入院している場合は満18歳に達した日の属する末日までというような表現で行っていましたが、改正案では満18歳の3月31日までと決めさせております。（私語あり）

小児の年齢についてなんですけれども、神奈川県の小児医療費助成の案内の中でも、神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度などでは18歳未満とか、そういった表現になっておりますが、日本小児科学会では、平成18年4月に小児科医の年齢を今まで中学生までとございましたが、そこが変更されております。そういったところを考えまして、18歳までとさせていただきます。

議　　長　　ほかにございますか。

6 番 井 上　　今のちょっと関連をするんですけれどもね、これは条例の一部改正ということで、やむを得ないのかなと思うんですけれども。例えば、今度は公職選挙法の中では、18歳からは成年なわけですよ。だから、これは今の18歳に達した日以降はもう18歳、満18歳ですよ。そうすると、その成年をですね、この一部改正の条例の中で「小児」と読み替えるというのは、ほかの法律等の絡みから適切ではないのかなというふうに考え、小児はですね、厚生省のほうでもですね、満18歳までのというふうな…児童か。小児とは出生から思春期までを言うということで、いうふうな解釈もありますよね。それはそこで17歳まではそれでいいのかもしれないんですけれども、18歳になった者から3月31日までの期間をもですね、小児と含めるということは、少しちょっと無理があるのではないのかなというふうに考えますので、このタイトルからですね、本来変えるべきでは…条例名ですね、から変えるべきではないのかなというふうに考えますが、お考えをお伺いをいたします。

子育て健康課長　　先ほども申し上げましたが、日本小児科学会のほうでは今まで中学生までということだったんですが、ここで対象年齢を上げたということもございました。今回のこの小児医療費の助成につきましては、医療行為のところでは通院や入院に関わる部分でございますので、ちょっと今回の小児医療費助成のところは18歳までと考えました。本来でしたら、もう一度よくその辺のところを考えなけ

ればいけなかったのかなと思いますが、この小児医療費の小児については、先ほど申しあげましたように医療行為ということでお認めいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

6 番 井 上 そのことについてはですね、理解をしておりますが、また何かの機会があった場合にですね、この医療費助成の範囲の対象をですね、拡大をするということで、町長の公約の中にもあった事業ですので、基本的にはですね、賛成をしますが、やはり見方によってはですね、いや、もう18歳からは成年なので、使えないのかなと思ってしまうような町民の理解を得るためにもですね、やはりここはちょっとその小児医療費の助成というタイトル自体をですね、今後何かの機会があれば、検討していただくことを要望して終わります。

議 長 ほかにございますか。

7 番 南 雲 前回の全協で、該当する人数が214人ということで伺っていますけれども、来年度の予算にどのくらい上乘せするのかを、分かっていたら教えていただきたいと思います。

子育て健康課長 まだ私どもの課の中での見積りでございますが、平成30年から令和3年までの平均を出しまして、その中で中学生がかかっている費用を出します。その中の、大体高校生ですとそれほど通院ということが少なくなってくるのかなということも考えまして、70%ということで、約350万ほど高校生の部分については増額になると見込んでおります。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 1点お伺いします。この小児医療の助成の年齢制限は、町や市で単独で決められると思うんですけど、近隣の例えば2市8町でこの18歳に変更したという例というかね、ほかの例えば2市8町ではどういう状況なのか。もし分かったらお知らせ願いたいと思います。

子育て健康課長 18歳までの医療費の助成というのは、この近辺では大井町が既に行っております。ほかのところにつきましては、すみません、申し訳ありませんが、今ちょっと手元にはございませんが、まだ中学生のところとか、あると聞いております。申し訳ありません。

議

長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 日程第5「議案第48号松田町立の小、中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第48号松田町立の小、中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町立松田小学校学校用地の合筆登記を行ったため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議

長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課

長 それでは、議案第48号松田町立の小、中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

松田小学校の現校舎が昭和48年に建築されたときは、神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204番地を位置としていましたが、平成9年5月に合筆し、松田庶子204番地は松田庶子200番地に統合されました。本来であれば、その当時に改めるものでございましたが、現校舎の建設に合わせて条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案3枚目の新旧対照表を御覧ください。この条例は、松田町立

小学校及び中学校の名称及び位置について定めた条例でございます。松田小学校用地の合筆に伴い、条例の一部を改正するもので、別表中の位置を神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204番地を神奈川県足柄上郡松田町松田庶子200番地に改めるものでございます。

議案2ページ、前ページを御覧ください。附則、施行期日でございます。この条例は平成4年2月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第48号松田町立の小、中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午後2時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださりますようお願いいたします。また、選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会は、委員長の指示で開催をしてください。

本日は大変御苦労さまでした。

(11時09分)